

「ヘルパーステーション ひまわり」運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社明るい介護が設置するヘルパーステーションひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定居宅介護等を提供するものとする。

- (1) 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、従業者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。また、利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者を設置する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション ひまわり
- (2) 所在地 旭川市永山8条13丁目8番23号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・兼務)
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う
- (2) サービス提供責任者 2名以上 (常勤・兼務、常勤、専従)
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。
- (3) 従業者 常勤換算2.5名以上
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は 365日。
- (2) 営業時間は0時から24時(24時間営業)までとする。
- (3) 24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条

事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 重度訪問介護

(利用者から受領する費用の額)

第7条

指定居宅介護等を提供した際は、利用者からの当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により、第8条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、利用者から、それに要した交通費の額の支払いを受けるものとする。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域の範囲を越えた地点から、片道概ね1kmにつき40円（税込44円）
- 4 契約者または利用者はサービス提供についての記録物の交付に際し、印刷料として1枚10円（税込11円）を徴収する。
- 5 前3、4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 6 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は旭川市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

従業員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から2年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 明るい介護と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(虐待防止に関する事項)

第11条

事業所は、利用者の人権・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

① 虐待を防止するための従業者等に対する研修を年1回以上の実施をする。

② 利用者及び、その家族からの苦情処理体制の整備と窓口を設置する。

③ その他、虐待防止のために必要な措置。

④ 上記、措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月21日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。